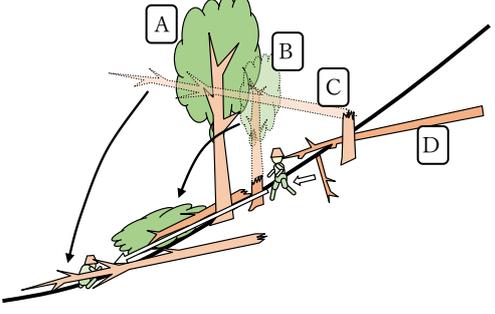


## 死亡災害事例

長野労働局

災害発生日	令和6年 11 月
事業の種類	林業
<b>災害の概要</b> (注1)	<p>支障木除去作業において、立木 A(胸高直径 10 センチメートル)と立木 B(同 24 センチメートル)にかかっているかかり木 C(同 30 センチメートル)があった。</p> <p>かかり木 C の山側にあった伐倒木 D の枝払いを行った被災者が、次にこのかかり木を処理するため、まず立木 B に受け口を作っていたところ、枝払いした伐倒木 D の枝(長さ 6 メートル)が斜面を滑落して被災者に激突し、被災者は斜面下にてうづくまる姿勢となった。</p> <p>そのとき、受け口を作った立木 B が折れ、かかり木 C が外れて被災者の背中に激突した。</p> 
<b>災害防止のためのポイント</b> (注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ かかり木を処理する際は、まずかかり木を外すこと。</li> <li>◎ かかり木の根元にワイヤロープをかけ、離れた安全な場所で、かかられた木から引き摺り出して外す等の安全な方法で実施すること。</li> <li>◎ 胸高直径 20 センチメートル未満のかかり木であって容易に外れることが予想される場合は木回し等を使用してかかり木を外すことも可能であるが、この方法を選択する場合であっても、かかり木の重心位置、周囲の立木の枝の張り具合等を十分に見極めてから回転方向を決定する等、作業を慎重に行うこと。</li> <li>◎ 関係作業者に対し、かかり木の処理は、伐木作業中最も危険な作業であることを認識させるとともに、かかり木の処理について安全な作業の方法を定め、関係作業者に徹底すること。</li> <li>◎ 安全管理体制を整備して、現場の安全管理を強化すること。</li> </ul>

※ 本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。